
平成21年 第1回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

平成21年1月9日 (金曜日)

議事日程 (1)

平成21年1月9日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 芦屋町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定
第1号 について

第4 町長提出議案 平成20年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号) について
第2号

第5 町長提出議案 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合規約変更の協議につ
第3号 いて

第6 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第4号

第7 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第5号

【出席議員】 (13名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	都市整備課長	三友伸一	税務課長	守田俊次
環境住宅課長	小野義之	住民課長	入江明徳	福祉課長	嵐 保徳
地域づくり課長	内海猛年	競艇施設課長	中西 学	学校教育課長	富永秋則
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二		

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

明けましておめでとうございます。

会議に先立ちまして、恒例であります年頭のごあいさつを申し上げます。失礼いたしますが座らせていただきます。

議員の皆様には、日頃から町政に対する温かいご理解をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、去年は、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的大不況により、大企業の倒産や失業問題が大きく影を落とした一年でしたが、明るいニュースとしては、私どもの選挙区から総理大臣を輩出したことでしょう。このような中、今年もアメリカ大統領もオバマ氏にかわり、日本政府も第二次補正予算を提出し、未曾有の経済危機に対する経済対策が実施され、少しでも明るい年となることを期待するところであります。

また、芦屋町としても、何らかの経済活性化対策の実施を考慮されているようですが、三位一体改革に基づく地方交付税の削減、競艇事業の不振により、非常に厳しい財政下にあることは変わっておりません。

こういう状況の中、私ども町議会といたしましても、活力ある町づくりを目指し、町執行部との意思の疎通を図り、十分に協議しながら、行政改革を進めるとともに、議会改革をさらに進めようと考えている次第であります。

今後とも町勢発展と住民福祉の充実のため、微力ではありますが最大の努力をいたす所存でありますので、どうか関係者の皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

終わりにになりましたが、皆様方のご健康とご多幸を心からご祈念申し上げまして念頭のごあいさつと代えさせていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成21年芦屋町議会第1回臨時会を開会いたします。

それではお手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、3番、田島議員と、10番、益田議員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第7、議案第5号までの各議案については、この際一括議題として上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

改めまして、皆さん、新年明けましておめでとうございます。

やっと本庁に戻ってまいりました。新装になりました新たな議場での初議会でございます。議員各位におかれましては、1年間何かとご不便をおかけしました。執行部、職員一同、心を新たに職務に精励をいたします。

さて、新しい年を迎え、皆様方のご健康を心から祈念申し上げますとともに、常日頃から町政振興のため、ご尽力、ご協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

本町におきましては、競艇事業の不振や三位一体改革の影響などにより、行財政運営は大変厳しい状況にありますが、町民力、地域力、職員力を結集して、協働の町づくりを推進していきたいと考えております。何とぞ議員各位の力強いご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第1号の芦屋町議員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、定年による退職の特例について新たに規定するため改正するものでございます。具体的には、定年退職すべき職員の職務の特殊性や職務遂行上の特別の事情から見て一定の理由がある場合には、期限を定め引き続いて勤務させることができるよう改めるものでございます。

議案第2号の平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ300万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、過疎債を借り入れ今年度執行予定しておりましたレジャープールスライダー改修の工事の入札が不調に終わったため、20年度、21年度の継続事業に切り替えて、過疎債を減額するとともに、歳出に対し不足する金額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳出につきましては、町単独の緊急経済対策として、プレミアム付地域振興券発行業務委託費、調査により伐倒本数が増加しました松くい虫伐倒駆除委託費、調整交付金事業で行います工事等の落札率の変動により懸念される調整交付金の執行不足額を補うため、総合体育館のランニングマシン等の備品購入費を計上いたしますとともに、レジャープールスライダー改修工事費の21年度分年割額を減額いたしております。

議案第3号の福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合同規約変更の協議につきましては、地方公営企業法の一部を適用する旨の規定を追加するため、地方自治法第290条の規定により、議決をお願いするものでございます。

議案第4号及び第5号の専決処分事項の承認につきましては、いずれも機構改革に伴い、それぞれの条例中、「環境福祉課」を「環境住宅課」に改めたものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第1号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

内容についてなかなか把握できないので、ちょっとお伺いいたします。

第4条におきましては、1年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができるとありますが、この、定年された職員は正規職員というふうにはならないと思うんですが、臨時職員で採用するののかということと、それと、その採用さ

れる職員の身分、役職はですね、退職した時点からどのような形になるのか、その点をちょっとご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

お答えいたします。

まず、臨時職員か正規職員かということですが、定年の特例を定めとるわけですから、本来定年退職すれば正規職員ではなくなるわけですが、この特例条例でもってその身分を引き継ぐわけですから、当然、正職員ということですが、

それから、身分と役職等についてですが、ここの4条の第1項1号から3号に掲げておりますように、当該職務、定年退職すべき職員が担つとる職務、これがこういった3つの理由の一つに該当する場合に引き続き勤務させることができるということですから、当然、その職にとどめておくと、正規職員としてその職にとどめておくというのが原則でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、課長で退職された方は引き続き課長職としてとどまるということになることになるでしょうが、そういった場合の給与については退職時と同じような現行の給与で支払われるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

はい、退職しないんですね。この特例条例でもって退職しない、一旦退職してしまいますとその時点で身分を失いますので、そのために退職しない、引き続き勤務させることができるというこういう特例の条例であります。

それから、待遇面につきましては当然、その職、3月31日までの待遇がそのまま引き継がれると、そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

4条の2項においてはさらに1年延長もしくは3年を超えることはできないということで、継続すると4年間の雇用が発生するという、そういったふうに受け止められるわけなんですけど、そういったことが起こりますと、例えば若い職員、そういった方々に対する労働意欲って言いますか、頑張っって課長になろうとかいう、そういったところの意欲をそぐんではないかと思いますが、そういった点はどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

引き続き3年を超えないことということで、議員さん4年というふうに表現されましたけど、これは定年退職の翌日から起算して3年を超えることができないということでございますので、最高3年ということです。

それから、この特例条例を作ったからといって、例えば今ここにいる管理職、それが定年退職すべきときになってみんな残すとか、そういった運用は一切考えておりません。真にこういった条例で規定する理由に該当する部署のみ、というふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

一、二点、ちょっとお尋ねをいたします。4条の1、2、3号に関しまして、現状の役場機構の中で具体的に高度の知識、技能、あるいは勤務条件の特殊性、それから交代することによって遂行上重大な障害があるというような表現がされておりますけれども、現状の機構の中で具体的にどのような職務が想定されておるのかがまず1点。

それと、17年の9月に第3次の行革大綱、それから18年の1月ですかね、集中改革プラン策定の中で職員の新陳代謝を図るとか、あるいはまた人事の刷新を図るといったような目的の中で、退職勧奨が実施されております。これの該当者もずいぶん過去に出ておられますが、これとの整合性がどのように考えてあるのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

まず、1点目の、どのような職務を想定してるかということでございます。これにつきましては、今言いました基本的な考え方はそのような状況でございますが、今、議員ご指摘のように町の職員関係につきましては、行財政改革等進めていく過程の中で、16年度以降、実は定年退職

等を含めまして既に55名ほどの職員が退職いたしております。これにつきましては、いわゆる職員の定数の削減計画をかなり前倒ししてやってきております。こういうようなことで、今後も団塊の世代等々の職員がかなり定年並びに自己都合等でも退職していく職員がかなり、現実ございます。

こういうような状況の中で、いわゆる経験ノウハウ等を継承する部分がやや不足しておる部分、向きもございますので、こういうような向き、それと現在のいろいろな事務事業を行っていく中で、どうしてもそういったノウハウなり、そういったものを後世に伝えていくためにも、そういった部署につきましてはこういったものを活用して運用したいというような形を考えておるわけでございます。

これは、職員の定年については現在、一般職は60歳、それから医師については65歳となっておりますけれども、こういった状況下の中でこれをすべて活用するというわけではございませんが、そういった部署がある部分についてはこれを活用させていただきたい、そういった環境を作りたいというふうに思っております。

それで、今後どういった部署を想定しておるかということになりますと、これは今後の、まあ今回条例関係が整備が終わりまして、議会議決がいただきますれば、今後、人事上のいわゆる人事異動の中で、こういった配置を考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

ご承知のことと思っておりますけれども、再任用制度、あるいは嘱託制度、こういうものでの対応はできないものなのかどうなのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

今ご指摘のように、現在、再任用制度というものが現在ございます。これにつきましては、希望する職員について、年金制度等々の面もございまして、その中で希望する職員をいわゆる希望だけでなくて人事効果等も勘案して再任用という形をとっております。その場合の処遇等々につきましては、いわゆる、何ていいますかハーフだとか、基本的にはハーフというようなこと。それと、格付けについては基本的には現行の役職よりもいわゆる、そのままじゃなくていわゆる2ないし3段階を格付けするという運用をいたしております。こういうような形で現在も再任用しておるわけですが、今、小田議員ご指摘のように、この考え方としては再任用だとか、期限付

きの任用だとか、それとか嘱託とか、こういったものがいろいろ手法としてはございます。しかしながら、今のこの現課の中で、責任の度合い等々から考えていわゆる勤務日数だとか、そういったものを考えていく中で、現行のいわゆる定年延長という手法が仕事のいわゆる責任と度合い等々において、十分それに答えられる道ではないかということで、こういった道も選択肢として整備をしたいということを考えておるわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

今、小田議員さんのほうからもご質問がありましたが、やはり行革をやっていこうという中で、その期間を3年間をこういうことができないと言いますけれども、やはり必要な部署で必要な資格が必要だということが、課においては当然わかっているところもあると思います。そういった中においてはですね、やはり技能習得をさせていくとか、また資格を、資格が必要であればそういったものを習得させて人材の育成をして、やはりその中で行革の一つの目安としてそういったことをやっていくというお考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

今、ご指摘のように、先ほど言いましたように私ども町の職員が一度、非常に競艇事業の非常にいい時期にかなりの行政課題に対応するためにかなりの職員が同時期に職員として採用されたり、職員が非常に大きくなっていった状況がございます。こういった職員がいま退職時期をちょうど迎えまして、先ほど申しましたように16年度以降55人というような状況で、今後もそのようなペースでこの残り5年間もそういう状況が起こってくるだろうと、そしてまたなおかつ自己都合で早めに退職する職員等々も現在おります。そういうようなところで、私どもとしても次のいわゆる芦屋町を担う職員の育成、これについては私ども非常に大きな重要な課題だというふうに考えておまして、これにつきましてはいろんな研修制度等々設けておりますし、また、いわゆる文書等で残っていない芦屋町の今まで長年経験していた職員のノウハウ、こういったものを引き継ぐよう、私どもも機会あるごとにそういった話もいたしております。そういうことでございますが、このような非常にいろんな変化の厳しい、なかなか多い時期ですので、こういった内容の中でどうしてもそういった職員の中で、そういった力量を買いたいという部分があれば、こういったものの運用も、実は地方公務員法の中でも認められておりますので、こういったものをできる仕組みを作らしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第2号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

おはようございます。補正予算についてお尋ねいたします。この補正予算も含めて、議案書を今日いただいてこの場で見てるので、よくわからない部分もあります。当初予算と比較することもちよっとできないのでお尋ねしたいんですが、歳出の9ページの松くい虫防除の委託、まあ先ほど町長のほうから説明はありましたけれども、これは今年度予算を超過する、いわゆる伐倒駆除する必要性のある経費が、当初予算では足らなくて追加されるというふうに認識はできるんですけども、この伐倒、いわゆる伐採ではなくて、もう枯れて、立ち枯れみたいな状態でその木全部を倒すということじゃないかと思えますけど、参考までに今年は具体的にこの超過分も含めてどれぐらいの伐倒が生じたのか、これが毎年これは行われるのかということと、いわゆる毎年松くい虫の防除をされてると思えますけれども、この間の自然環境の悪化とかいうことも含めて、この伐倒の状況がどうなってるのかですね、その3点をお尋ねしたいのと、次の10ページの商工振興費の地域振興券事業発行業務委託、この内容をもう少し詳しくお聞きしたいということと、次のページの11ページのこのレジャープール、これも先ほどご説明がありまして、入札が不調になったということで年度が次の年度にもかかるということで、当初は過疎債を充当するようになってたんですけども、これが緊急を要するというので町の持ち出しですということでしょうけど、今年のまた夏にこのレジャープールが使われる、それに間に合わせるということもありましようけど、この過疎債770万ですかね、これが充てられなくなった、あるいはその21年度当初でそのことをまた、もし過疎債をとるとまた新たに申請しなおさなければならない、そういういろんな事情があつてこういうことになったのか、そこらへんをお尋ねいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、第1点目の点につきましてお答えいたします。松くい虫防除の、今回伐倒の予算を計上さしていただいております。松くい樹につきましては、現在、防除関係をやりまして、あと松くいによります被害木については毎年伐倒をやっております。これが松くい虫の繁殖ていいま

すか、これを防ぐ手立てだということになっております。

それで、当初予算につきましては約150本程度の予算計上をいたしておりました。今回、昨年11月等から調査をいたしまして、現段階では476本の被害木が発生いたしております。そういうような関係上、私のほうで積算いたしましたら予算不足が生じたということで、今回この金額を計上さしていただいております。

それから、松くいこの対策ですけれども、先ほど申し上げましたように航空防除、それから地上防除というものを、来年、毎年5月末当初に行っております。これは、この松くい虫の幼虫でいいですか、マツノザイセンチュウという病原菌がございます。これを駆除する時期がちょうどこの5月時期、発生時期に該当するものですから、いろいろ環境的なものもございますけれども、やはり芦屋町の町木でもあります松を保存するためにはやっぱり防除は必要だということで、毎年これを実施いたしております。

それから、2点目の地域振興券業務発行等、業務委託ということでございます。これにつきましては先ほど町長のほうから提案説明がございましたように、現在の経済情勢の悪化の中で芦屋町独自で何かをしていこうということで、考えています政策といたしましては10%のプレミアつきの商品券を発行したいという思いがございます。これに伴います10%分のプレミア分、それからいろいろな業務経費を合わせまして、250万円の予算計上をいたしております。発行する予定といたしましては約2,000冊、1冊が1万円のを2,000冊、総額で2,000万円、プレミア分を入れますと2,200万円相当額になる予定でございます。これを現在計画いたしております。

それから、3点目のレジャープールの改修工事ですけれども、これにつきましてはお手元の資料の14ページのほうに継続費の年次割を記載させていただいております。これは、20年度に584万3,000円、そして地方債が330万円、同じく21年度に1,363万1,000円、地方債が770万円ということで、21年度に分割して事業を行うということになっております。なぜこういうような処置をとらなければいけないかということでございますけれども、一応、レジャープールが大体6月末ぐらいから清掃等、または7月の当初にオープンいたします。その関係上、この工事を新年度、21年度に入りまして着工いたしても、当然、開業まで間に合わないということで、今年度中に契約等結び、そして年度当初から工事着工に入りたいということで、大体5月末なり6月の当初で工事が完了するということの運びの中で、こういうふうに年次割の継続費をこの場合組ませていただいております。継続費の割合につきましては、30%、70%ということです。30%は大体前払い金という形のものをここに計上させていただいております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

松くい虫にやられて伐倒する、この伐倒駆除ですが、先ほどの説明では11月に調査というふうに聞こえたんですけど、当初の予算は150本分だったと。そして11月に調査したら、その150本も入れて476本なのだろうと思いますけど、この調査の時期がなんともあれですが、例えば、これは毎年やっているのであれば、予想ですよ、この当初が150本で、調査が11月にして、いわゆる年末にかかる、これが当然、補正予算もとらなければですね、トータル駆除の作業ができないと思うんですけど、これだけの差が、当初の150本と476本というのが、ものすごくこう倍以上の開きがあるので、ここら辺は事前というか、今年度の分がこの時期に調査されるというのがちょっとこう解せないんですけども、今までこの伐倒駆除で、ちょっと金額が大きいもんですから、500万近いもんですから、こういうことがあったのか、こういう傾向でやられてるのか、ちょっとその点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

調査の時期ということになるかと思えます。先ほど申し上げましたように松くい防除を5月末に行いまして、約6カ月ぐらいでその虫による被害が発生いたします。それで、私が過去におりましたときに9月ぐらいから調査いたしまして年度末までに大体伐倒した経緯がございます。そうしましたら年明けにもものすごくかかれた状況が出たことがございます。それでいろいろ調査いたしまして、また専門家にもお聞きしましたら、やはり11月から発生が目立つと、そしてこれは12月ぐらいまでに大体、枯れる状況が見えるということで、現在11月から12月の暮れまですべて、対象地域といたしましては白浜とか保安林、それから芦屋町の全体的な公共施設的なものの松も全部調査いたしますので、約2カ月ちょっとかかります。そういうような関係で、今回の1月補正にあげさせていただいたという経緯がございます。それで、時期につきましても先ほど申し上げましたように、やはり早くすれば数字が早く揃えますけど、できるのは、発生するのがどうしても遅くまいりますので、そういうような関係上、できるだけ遅めに調査をするというのが限定でございます。

それで、本数がものすごく当初予算と違うということでございますけども、過去の事例を申し上げますと、18年度が123本、19年度が407本、20年度は今回476本ということで、年度によってばらばらでございます。だからこれは全国的なペースで、やはりその気象条件とかいろいろなことの中で発生するケースが出てまいりますので、一概にその、これが毎年増えてるというのではございません。ただ、昨年少なかったから今年少ないということもございませんし、

我々は過去の平均的なベースの中で150本程度の本数を毎年当初予算で計上させていただいております。だから、この21年度も仮にこのような係数を上げまして、これでやれるかどうかというのは今の段階ではちょっとまだ不明確でございますけれども、その折には調査した結果でまた補正等が出てくる可能性もまいつとります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

ほかの項目については、一つ、すみません。地域振興券の件で先ほど説明された中に、1枚1万円を2,000枚、2,000本、そして10%のプレミアで2,200万円という説明をいただきましたが、この250万円と220万円の、250万円が補正額であがってますよね、でこの実際プレミア、これはまあ消費税の関係でなのかな、30万円の違いが何なのかということと、もう最後ですので、先ほどの松くい防除、伐倒のこれに関しては、今、3年前からのちょっと本数を言われましたけど、昨年と今年度に関しては400本台、これまあ地域が全町的なトータルがそういうこととおっしゃってましたけれど、これは伐倒するための予算ということですけども、これ全町で、その参考までですが、今ある、この470本切らなきゃならない、これも含めてでもあるいは外してもいいんですが、町内で何本松が植わってるのか、そして当然この間に伐倒してきてますけれども、それ、そういうこう隙間を、何ていうんですか、松の植樹みたいな、そういうことはやられているのか参考までに最後の質問としてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

まず、地域振興券の件でございます。先ほど申し上げました2,000枚、2,200万円相当額といいますのは、1万円の購入する券に1万1,000円分、一応券を配付するようになっております。500円の商品券が22枚付くという形のを計画いたしております。そういたしますと、当然お客様は22枚ついた券を1万円で購入していただけるわけです。当然、町としては10%分の、まあ1万円であれば1,000円相当を見るところになりますので、2,000万円相当額を販売いたしまして、実際にお客さんは2,200万円使えるわけですけども、その200万円を一応、私のほうが、町が出すと。それから残りの50万円相当につきましては、一応印刷もございますし、いろいろな広報関係もございます。そういうようなもののもろもろの事務費ということで、一応これ50万円計上させていただいております。

それから、松くい虫の関係ですけども、私の、先ほど全町と申し上げましたけども、一応、す

べての山をするわけではございません。一応、私の対象になってますが、保安林関係、それから堂山、海浜公園、魚見公園、浜口県住、それから高浜町住、芦屋小学校、緑ヶ丘町営住宅、こういうような一番その、町民の方々が目立つようなカ所、それから先ほど申し上げましたように公益的な防護保安林等を一応駆除いたしておりますので、対象木としては何本かという把握は現在いたしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第3号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今回、出されております議案第3号、福岡県遠賀郡芦屋町二カ町競艇施行組合の規約変更の協議についてということを出されておりますけども、いわゆるこれは企業会計方式を導入することの1行だけなので、細かい部分のことがわからないんですけども、一般に企業会計を導入することにつきましては、一つとしては現金主義から発生主義になるということから、非常にいいことだっということでも地方公営企業法でも進めてるわけですけども、この二カ町競艇施行組合でなぜこれをやらなきゃいけないのかというのが一つ腑に落ちません。と申しますのは、いわゆるいろいろな企業会計になりますと決算書の種類が増えて、貸借対照表ですとか、それとか損益の計算書が出てきて経営が明確になるわけですけども、この単式から複式になる中で明確になるという要因は一般の経費と建物の管理費、それから建物の維持管理費、それから建物の減価償却、これが単式簿記から複式簿記に分けられるからメリットがあるというのが一つだ。しかし、二カ町施行組合は建物持ってますか、何もないです。分ける意味どこにあるのかが、私は一つそこでわからない。二カ町施行組合は売り上げて言うのは舟券だけ、経費出るのはせいぜいリース料とちょっとしたいろんな設備だとか何かの費用だけだと思う。わざわざここで複式簿記にする意味が、そこが一つ、公営企業法から見るとおかしなところがあるので、そこを一つ明確にお答え願いたい。

あと一つ、芦屋町でも水道会計がありましたけども、水道会計なんかでは水道で設備を投資してきちんとしますと、1立方メートルの、例えば水道を町民に出すときには費用対効果こうですから費用応分の負担をしてくださいということでやることもあるけども、二カ町施行組合そんなことはないでしょ。舟券1枚売るのにどれだけの費用がかかる、これもない。

最後にちょっと、芦屋町であるのは病院会計であると。病院会計では継続してずっと何年かやってくる会計になってきますから、当然そこに利益が出れば内部留保をして新しい設備投資だとかそういうことの考えもあるけども、この3つ目のメリットについても二カ町施行組合には何もありませんから、このメリットというのは私にはわからないので、ご説明をまずお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

ご質問で、二カ町施行組合に企業会計方式を導入する意義等についてのお尋ねでございます。これにつきましては、今ご質問のありましたように二カ町施行組合の経営状況を明確にするという形で、今年度、20年度におきまして、公営企業会計を導入するための準備を予算化し、現在その準備を進めております。この一つの背景でございますが、導入の経緯としましては、皆様方にも前にご説明申し上げましたが、いわゆる競艇事業のうちの全施協、それから全モ連、それから日本財団、こういった3団体におきまして、モーターボート競走事業の活性化に向けてということで、競艇ルネッサンプランということで、前に皆さん方にも差し上げたかと思いますが、この中に盛り込まれました項目を確実に実行するというのを、このいわゆる3団体におきまして、確認を行っております。その中の項目の一つといたしまして、施行者の実施努力項目の中に、企業会計方式の導入ということがございます。で、この中で現在、この方針に沿って私どもとしてもこれを導入を準備をいたしております。で、ちなみに全国の競艇場の中で既に浜名湖競艇、それから鳴門、児島、宮島、大村、これはすでにもう導入をいたしております。それと、あと準備をいたしておりますのが今年度が丸亀、21年度に徳山、21年度同じく芦屋競艇と、こういった形で競艇業界上げてそういった方向でいわゆる公営企業、売り上げに見合った経営体質の改善という形で収益事業にふさわしい組織体制、経営手法の導入という項目の中でこれをいわゆる取り組んでおるということの中で、今私どももその準備をいたしております。で、まあ今回の企業会計は一部適用、財務適用を考えておりまして、これは現在芦屋町にあります、従来ありました水道事業、病院事業、こういったふうなものをいわゆる企業会計方式を導入するんだということで、皆様方の略略そういうふうなご理解いただければというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

先ほどおっしゃられました全競連、いわゆるボートのやっておるところでは確かにそういうことを推進してるから芦屋もやる、しかしこれは対象は、芦屋町競艇施設課っていうのがある。こ

こと二カ町施行組合が一緒ならばやる必要性はあるって言ってるんですよ。離れてるのに、何もメリットないでしょって。やれって言うからやる、これは多分ここには私どもの、この議会にかかってこないけど、これをやるに会計システムまた全部やりかえないけんで、費用またかけるんですここで、二カ町で。必要なことを何を見たいか、本当に必要なことはパソコンかなんかでやればいいし、手で計算してもできるんですよ、二カ町施行組合の売り上げなんかってのは。売り上げが毎日いくらかかていうのは、手計算だけでいいんですよ。何も減価償却もないんだから。いくら全施協が言ったって芦屋町は違うんですよと、競艇施設会計で全部建物も、それからローンも払ってるんですよと。会計システムもぜんぜん違うじゃないですか。あえてお金かける必要性ないでしょって私言ってるんです。あえてお金をかけるには、当然そこにメリットがあるはずだからそこをお答えください。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

確かに、いわゆる施設会計、これが一緒のときに初めてそういった効果は確かに出ると思います。減価償却費がいわゆる施設会計のほうが非常に多うございます。二カ町施行組合の分においては、いわゆる機械装置程度ぐらいしかございませんので、後はリース関係、そういったもので経費として毎年落としておりますので、今ご指摘のように減価償却の対象となる資産関係については、それは確かに少のうございます。ただ、今現在、官庁会計方式で行っておりますけれども、いわゆる年度中途におけるとか、そういった売り上げの状況、今の会計官庁方式ではなくて、そこらへの未払い金の状況だとか、未集金の状況、こういったものもその都度チェックすることも可能でございますので、こういった複式会計いわゆる財務会計をすることによって、そういう計算書なり、今後の収益見込みだとか、そういった部分についてもその都度チェックすることも可能でございますので、こういった導入をとということで実は二カ町施行組合のほうにお願いをいたしまして、今年度の予算でご了解をいただき、その準備をいまやっておるところでございます。そういう背景もございますので、これは将来的には確かに効果が出るのは施設会計も含めた中でやるのが一番効果が出るというふうには思っております。それで、現在でもこの二カ町施行組合以外に施設会計におきましても、資産管理等については将来のことを見据えた中で、その資産管理等については十分そういった移行ができるような形での事務作業ということは、私どもとしてもそういった思いで指示をし、その準備を現在も行っておるところでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

結果的に言いますと、今お話に、副町長のお話にありますように、今やってもメリットがないんですよ。競艇施設会計が入ったときに初めてやるべきだと、今でここで会計システムを導入する必要性は私はないと思う。ですけども、どうしてもそれを知りたいという数字があるっていうことであれば、もう言いようがありませんけども、改めて私の、私も一生懸命見てます。ボートってというのは芦屋町に重要であるから。見るところは一つだけ、1日の売り上げがどうなってるか、ここだけです。固定費ってというのは変わらないんだから、せいぜいレンタルしているリース、販売券のリース料とそんなもんだけの費用しか出てない、ほかにお金が出ないんだから、何もお金かけてシステム開発することない、これは非常に企業会計を地方公営企業法でやるべきであるからやるって言うような言い方してますけど、または全共連が言うから。実質的には何もメリットはない。一緒になったときにやったほうが費用が、対費用効果はあると私は思う。

最後に、一つ質問します。この企業会計を導入しますと、二カ町施行組合はあることができます、これは内部留保ができる。内部留保されると芦屋町議会としてはたまったもんじゃない。内部留保をしないということでこの会計システムは新しく企業会計導入されるんですよ。このことについて、内部留保はされるとこっちにくるお金がなくなるんですから、企業会計にすると内部留保ができる。しないということか、するって言うことで前提としていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

内部留保ということですが、これは内部留保の主たるものは、減価償却費というのが大きな要因になろうと思います。これは、今言いましたように、施設会計が非常に大きな施設を保有しておりますので、これは減価償却費っちゃうのは非常に大きい、だから留保資金っていうのは大きな額になると思いますが、こと二カ町施行組合におきましては、先ほども言いましたようにいわゆる資産っていうものが、そう大きくございません。従いまして、あとはもうリース料というような形で経費で落としておりますので、金額そのものについてはいわゆる何百万単位のものであろうというふうに思ってます。で、そういうことで、それを留保するかどうかっていうことは、いわゆる留保資金として確保することについては、私は可能である、会計上可能であるというふうに思ってます。

それと、本来、二カ町施行組合のいわゆる収益の配分等についてはですね、これは簡易ですけども、会計方式にプラス、いわゆる複式会計を導入したような形での収支も、二カ町施行組合の決算時においては提供をいたしております。そういうこともございますので、これがより簡易っちゃうか、それが財務会計方式でピシッとしたものが、また二カ町施行組合の中でも提出できる

のではないかとこのように考えております。

○議長 横尾 武志君

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第1号から、日程第7、議案第5号については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時54分休憩

午後0時00分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。日程第3、議案第1号から、日程第7、議案第5号については、それぞれの常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

初めに、総務文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長 室原 健剛君

報告いたします。報告第1号、総務文教常任委員会付託議案審査結果報告書。

- 1、議案第1号芦屋町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2、議案第2号平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について。
- 3、議案第3号芦屋町外二カ町競艇施行組合規約の変更の協議について。

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。平成21年1月9日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務文教常任委員会委員長、室原健剛。

以上です。

○議長 横尾 武志君

次に、民生産業常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生産業常任委員長。

○民生産業常任委員長 益田美恵子君

報告いたします。報告第2号、民生産業常任委員会付託議案審査結果報告書。

- 1、議案第2号平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について。
- 2、議案第4号専決処分事項の承認について。
- 3、議案第5号専決処分事項の承認について。

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。平成21年1月9日芦屋町議会議長、横尾武志殿。民生産業常任委員会委員長、益田美恵子。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

初めに、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長にたいする質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。日程第3、議案第1号から、日程第7、議案第5号について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

議案第1号に対する反対討論を行います。

まず、第1に特例の理由を認めている第4条の基準、これが大変ファジーであり、執行部、理事者、こういったところの判断により、大きくそのかわりが持たれます。そういった点では、偏りが出るのではないかという、そういった問題が考えられます。

2点目に、技能、経験を活用するのであれば、再任用、嘱託制度、こういったものを活用すれば対応できる、そういったふうに考えます。

3点目に、雇用情勢が厳しい中、一定の役職にある職員が定年後の職務の継続を行う、こういった財源があるというのであれば、ワークシェアリングを行い、その分を複数の若年労働者を雇用する、こうしたほうが雇用対策にもなると考えます。

以上の点から、議案に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第1号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第1号は原案を可決することに決定いたしました。

日程第4、議案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第2号は原案を可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手を
お願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手を
お願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第4号は原案を承認することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手を
お願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を承認することに決定いたしました。

以上で、採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平
成21年芦屋町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後0時06分閉会
